## 議案第213号

指定管理者の指定について

さいたま市文化会館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自 治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
さいたま市南区根岸1丁目7番1号	さいたま市文化センター
さいたま市浦和区仲町2丁目10番2 2号	さいたま市民会館うらわ
さいたま市大宮区下町3丁目47番地8	さいたま市民会館おおみや
さいたま市岩槻区太田3丁目1番1号	さいたま市民会館いわつき

## 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博
- 3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで